

魅力ある職場づくり推進事業費補助金 Q & A ③

【補助対象期間、補助金請求、その他について】

<目次>

5.【補助対象期間について】

Q43	専門家によるコンサルティングを 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 3 か月実施したい。年度が変わる 4 月分については補助対象となるか。	11
-----	---	----

6.【補助金請求について】

Q44	魅力ある職場づくり推進事業計画書で示した期間の満了前にやむを得ず事業を終了した場合、補助金は支給されるか。	11
Q45	補助金請求時に提出する書類の中で、「その他知事が必要と認める書類」とあるが、どういったものを提出するのか。	11
Q46	外部研修を受講する場合において、受講料及び旅費に係る領収書等は必要になるか。	11
Q47	支出を確認できる書類を紛失又は未作成の場合対象となるのか。	11
Q48	実績報告の際に領収書を提出することになっているが、口座振込の場合も領収書が必要か。また、口座引き落としの場合はどうすれば良いか。	11
Q49	ポイント等を経費の支払いに充当した場合はどうなるか。	12

7.【その他】

Q50	本補助金は次年度以降も実施するのか。	12
Q51	新しく出店する予定の店舗に導入する機器や備品は対象となるか。	12
Q52	補助対象経費が 250 万円を超える場合において、250 万円を超える経費については見積書の提出は省略できるか。	12
Q53	見積書の見積期限はいつまでのものが有効か。	12

5.【補助対象期間について】

Q43 専門家によるコンサルティングを2月1日から4月30日までの3か月実施したい。年度が変わる4月分については補助対象となるか。

A43 対象となりません。

→ 魅力ある職場づくり推進事業計画書に基づいて取組を開始した年度において事業主が負担した経費が補助対象となり、翌年度分に係る経費については対象外となりますのでご留意願います。

6.【補助金請求について】

Q44 魅力ある職場づくり推進事業計画書で示した期間の満了前にやむを得ず事業を終了した場合、補助金は支給されるか。

A44 変更を行う14日前までに、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、承認が得られたものについては、**実際に取組を行った期間に係る対象経費は支給**されます。ただし、実施達成目標を満たさない状況のままでは、期間満了前の事業終了は認められませんのでご留意願います。

Q45 補助金請求時に提出する書類の中で、「その他知事が必要と認める書類」とあるが、どういったものを提出するのか。

A45 県が交付額を確定する際、補助金交付要綱別表3で定める書類のみでは不十分な場合、追加資料を提出していただきます。別途、県から事業主へ提出を依頼します。

Q46 外部研修を受講する場合において、受講料及び旅費に係る領収書等は必要になるか。

A46 必要となります。

→ 外部研修を受講する場合においては、①参加申込書、②受講料が発生する場合にはその支出が確認できる書類（領収書等）、③公共交通機関等を利用した場合にはその旅費の支出が確認できる書類（領収書等）、④研修の受講が確認できる書類（当日配布された資料等）の写しを提出いただきます。

Q47 支出を確認できる書類を紛失又は未作成の場合対象となるのか。

A47 支出が確認できませんので、理由の如何を問わず当該部分については**支給できません**。

Q48 実績報告の際に領収書を提出することになっているが、口座振込の場合も領収書が必要

か。また、口座引き落としの場合はどうすれば良いか。

A 48 振り込みの記録（支払日、金額、相手方、振り込み依頼人の名義がわかるもの）の提出で領収書の代替とすることができます。

ネット銀行の場合、「振込完了画面」や「取引明細照会画面」、入出金明細一覧の帳票などの支払日、支払先、支払金額等が確認できるものを提出してください。口座引き落としの場合、通帳の表紙と当該ページ（当該行以外は黒塗りで良い）の写しを提出ください。

Q 49 ポイント等を経費の支払いに充当した場合はどうなるか。

A 49 原則、振り込みや現金により支払うようにしてください。ポイントや商品券等を金額の一部または全部に充当した場合、その分を差し引いて実際に補助事業者が負担した金額が補助対象となります。

7.【その他】

Q 50 本補助金は次年度以降も実施するのか。

A 50 未定です。

Q 51 新しく出店する予定の店舗に導入する備品や工事費は対象となるか。

A 51 対象となりません。

Q 52 補助対象経費が 250 万円を超える場合において、250 万円を超える経費については見積書の提出は省略できるか。

A 52 省略はできません。

→ 事業計画において導入することとしている機器に係る経費については、必ず見積書の提出により確認を行います。

Q 53 見積書の見積期限はいつまでのものが有効か。

A 53 補助金申請時点で期限の切れていないものをご提出ください。